

『漢書』百官公卿表訳注稿 (一)

『漢書』百官公卿表研究会

大川俊隆 門田 明 村元健一 吉村昌之 米田健志

前言

前近代の中国王朝が、その広大な領土と膨大な人口を統治するために、世界史上でも稀に見る精緻かつ巨大な中央集権的官僚機構を備えていたことはよく知られているが、その歴史は秦の始皇帝による中国統一に始まり、以来、辛亥革命によって清朝が滅亡するまで二千年以上に涉つて続いてきた。しかもそれは各時代の情勢に応じて幾多の変遷を被りながらも、連綿として絶えざる伝統を受け継いできたのである。例えば、前漢時代に既に存在していた九卿と総称される中央官庁——祭祀をつかさどる太常、宮殿警備にあたる光祿勳、司法を担当する廷尉、皇族を管理する宗正ほか——、官僚の監察をつかさどる御史、土木工事を管理する将作大匠、そして皇帝の書記からのちに朝廷の中樞へと成長していった尚書省など、いずれも多少の改名や重要性の変化はあるものの、清末に至るまで一貫して歴代各王朝に存在し続けてきたことは驚異的であらう。また六世紀以降、隋唐王朝の官僚機構は、

日本をはじめとする周辺各国が国内の政治的統一を進めるうえでの模範とされたことも忘れてはならない。さらに統治以外の面から見ても、前近代の中国ではいわゆる知識人・文学者・学者・芸術家と見なされる人々が、わずかな例外を除けば、官位の上下は様々ではあるもののみな官僚としての身分を有していたことも見逃せない。要するに前近代中国の歴史・文化を理解するうえで、官僚機構についての知識は不可欠なものと云わざるを得ないのである。

王朝の統治における官僚機構の重要性は、当然ながら歴代強く意識されており、それゆえ『史記』『漢書』から『元史』『明史』にいたる正史の多くには、各王朝の官制を記録した百官志・職官志が含まれ、またそれ以外にも、中国伝統の図書分類である四部分類の史部に職官類・政書類としてまとめられるような、官制に関する文献——衛宏『漢旧儀』、応劭『漢官儀』、李林甫等『唐六典』、杜佑『通典』職官典など——が、官撰・私撰を問わず数多く著されてきた。我々がここに訳注

を試みる『漢書』百官公卿表もその一つである。先に前近代中国の中央集権的な官僚機構の歴史は秦の始皇帝に始まると述べた。したがって秦代の官制は中国官制史の出発点として、当然、詳細な検討が加えられねばならないところだが、実は秦代の官制に関しては、残念ながら体系的な記録と呼べるものは現在残っていない⁽²⁾。よって、前近代中国の官僚機構の起源を考えるに際しては事実上、前漢時代のそれを対象とせざるを得ないのであり、前漢の官制を知るにあたっては百官公卿表こそがその基本史料となるのである。

百官公卿表は、後漢中期に班固が撰した『漢書』全一〇〇巻のうち巻第一九にあたる——さらにこれが上下巻に分かたれる——、前漢一代の官制の記録であると同時に、一王朝の官制を体系的に述べた最も古い文献である⁽³⁾。この百官公卿表上下巻の構成だが、巻上では序文に続いて丞相を始めとするいわゆる三公九卿といった中央政府から、地方の郡県に至るまで、「十二万二千八百八十五人」の官吏からなる前漢官制の一々について名称・起源・職掌・定員・沿革・属官が述べられる。巻下では三公九卿および將軍など各官の任免について、高帝元年（前二〇六）から平帝元始五年（五）にいたる二一一年間の年表形式で記録されている。ところで、のちの正史においては官制を記録した篇は百官志・職官志というように「志」と名付けられることになるが、『漢書』においてのみ「表」と呼ばれる。これは班固の意図としては、上下巻のうち巻下

の年表こそが主たるものだということであろう。『史記』『漢書』いずれにおいても、すべての表の巻頭には序文が付されているのに対して、百官公卿表巻下のみ他の表とは異なり、巻頭からいきなり年表が始められているが、これはつまり、巻上全体が巻下に付された序文に相当するものとして意識されていたのだと解釈できよう。ただし我々の訳註では、班固の意図に反することにはなろうが、年表記事の一端を日本語訳する繁雑さを避ける意味もあり巻上のみを対象としたい。

また、この訳註で日本語訳するのは班固の文章だけではあるが、後世の百官志・職官志に比べると、その記述は簡略である——年表の序文という性格もその原因かもしれない——。例えば、前漢を継承した後漢の官制は、規模や構成においてはおおむね前漢のそれと似たものだと考えられるが、その記録である晋・司馬彪『統漢書』百官志は全部で五巻にものぼる。また、『漢書』全体の特徴として文章の難解なことがよく知られており、『漢書』を読むにあたって必ず参照すべきものとして唐・顔師古の注が『漢書』に付随してきた。我々もまた顔師古注の助けなくしては、百官表の本文を十分に理解することはできない。また顔師古以後の歴代の注釈を集大成したものととして清・王先謙の『漢書補注』があり、これも必読の文献とされている。したがって、本文の簡略さおよび難解さを補う意味も込めて、以下では班固の本文と並

んで、顔師古注および王先謙補注を翻訳してゆきたい。また、師古注および補注の欠を補うために本研究会による考証を付した。(米田)

(1) その継承の詳細は清・紀昀等奉敕撰『歴代職官表』によつて見ることができる。

(2) 秦代の官制に言及した著作としては、明・董說『七国考』十四巻の巻第一が、秦を始めとする戦国七雄の官制に関する史料を『戦国策』『史記』から収集採録しており、また民国・徐復『秦会要』二六巻の巻第一四一五は、主として『漢書』百官公卿表に依拠して史料を集録するが、いずれも体系的なものとは言い難い。

(3) 『漢書』百官公卿表以前には、後漢初期の衛宏『漢旧儀』が官制を含む前漢の制度全般を記録しているが、現在見ることができるのは、一旦散逸したものを清・孫星衍が輯逸したものである。また『漢書』に先だつ正史である前漢中期の司馬遷『史記』には、巻第二二に漢興以来将相名臣年表が収録されるが、これは読んで字のごとく、前漢初期から武帝時代までの将相就任者の年表であり、官制の全体像を述べたものではない。

『漢書』百官公卿表上訳注を発表するに当たつて

一九九七(平成九)年三月に大庭脩先生は関西大学を退職されたが、卒業生からの「従前の研究会を継続してほしい」という要望を快く了解され、退職後の研究会が行われることになった。当初、王先謙『漢書補注』を底本として、『漢書』百官公卿表の本文およびその顔師古注、王先謙補注を合わせ読み、それと同時に、『続漢書』百官志、『晋書』職官志、『宋書』百官志を読み進めた。二〇〇二年六月より、いままで読み終えたものについて、発表を行うため、『漢書』百官公卿表の草稿の準備を行っていたが、同年十一月、大庭先生が突然逝去された。

先生の御逝去により、定期的な研究会が開催できなくなるという状況の下で、準備した草稿はなんとか仕上げることにし、その作業が、二〇〇六年六月まで月一回のペースで続けられた。それ以後は、ワーキンググループをつくつて再度原稿を検討することにしたが、注釈の水準や研究史の採り入れ方など、全体的に検討すべき箇所があまりに多く、力不足と時間的な問題から作業が滞つてしまった。

大阪産業大学の太田は、百官公卿表の公表に向けての作業が停滞していることを聞き、この研究を公開する必要性を感じた。そこで、二〇一〇年、ワーキンググループと検討した結果、新たに『漢書』百官公卿表研究会」を立ち上げ、従来の原稿を元にしつつも、これに全面的な改訂を加え、新た

に訳注稿を作成することとなった。以下に掲載するものは以上の経緯によって成ったものである。(吉村)

凡例

- 1 王先謙『漢書補注』(光緒二十六年長沙王氏刊)を底本とする。
- 2 班固の百官公卿表本文のみ**原文・訓読・現代語訳**を掲載し、これに続けて**注釈**では顔師古注〔注〕および王先謙補注〔補注〕の現代語訳を掲載する。
- 3 注釈の最後には、顔師古注・王先謙補注に対する補訂として本研究会による**考証**を付加する。
- 4 **原文**に関して版本による文字の異同がある場合は、「校補」として「一」「二」のように漢数字で表記する。
- 5 **原文・訓読・現代語訳**には共通する注釈番号を、(1)(2)のように付す。
- 6 **原文**については、旧字体を用いる。それ以外の表記については、新字体・現代仮名遣いを用い、句読点は日本式使用法に従う。
- 7 参考文献は最後に一覧をあげ、その引用はハーバード形式に依る。
- 8 『漢書』を引用する際には巻数・篇名のみを表記とし、百官公卿表を引用する際には単に百官表と、『続漢書』百

官志を引用する際には単に百官志とのみ表記する。

一、序

原文

百官公卿表七上(1)

『易』敘必義・神農・(皇)黃帝作教化民(2)、而『傳』述其官(3)、以爲必義龍師名官(4)、神農火師火名(5)、黃帝雲師雲名(6)、少昊鳥師鳥名(7)。自顓頊以來、爲民師而命以民事(8)。有重・黎・句芒・祝融・后土・蓐收・玄冥之官、然已上矣(9)。『書』載唐虞之際、命羲和四子(10)、順天文、授民時。咨四岳、以舉賢材、揚側陋(11)。十有二牧、柔遠能邇(12)。禹作司空、平水土(13)。棄作后稷、播百穀(14)。禹作司徒、敷五教(15)。咎繇作士、正五刑(16)。垂作共工、利器用(17)。恭作朕虞、育草木鳥獸(18)。伯夷作秩宗、典三禮(19)。夔典樂、和神人(20)。龍作納言、出入帝命(21)。夏・殷亡聞焉(22)、周官則備矣(23)。天官冢宰、地官司徒、春官宗伯、夏官司馬、秋官司寇、冬官司空、是爲六卿(24)、各有徒屬職分、用於百事(25)。太師・太保・太保、是爲三公(26)。蓋參天子、坐而議政、無不總統。故不以一職爲官名。又立三少爲之副。少師・少傅・少保、是爲孤卿、與六卿爲九焉(27)。記曰三公無官、言有其人、然后充之(28)。舜之於堯、伊尹於湯、周公・召公於周是也(29)。

或説司馬主天、司徒主人、司空主土、是爲三公(30)。四岳謂四方諸侯(31)。自周衰、官失而百職亂、戰國並爭、各變異。秦兼天下、建皇帝之號(32)、立百官之職。漢因循而不革(33)、明簡易、隨時宜也。其後頗有所改。王莽篡位、慕從古官而吏民弗安。亦多虐政、遂以亂亡。故略。表舉大分(34)、以通古今、備溫故知新之義云(35)。

訓詁

百官公卿表七上(1)

『易』に必義・神農・黃帝、教えを作し民を化するを叙べ(2)、しこうして『伝』に其の官を述べて(3)、以為えらく、「必義は竜師にして官に名づけ(4)、神農は火師にして火もて名づけ(5)、黃帝は雲師にして雲もて名づけ(6)、少昊は鳥師にして鳥もて名づく(7)。顓頊より以來、民師と爲して命ずるに民事を以てす」と(8)。重・黎・句芒・祝融・后土・蓐收・玄冥の官有り、然れども已に上なり(9)。「書』に唐虞の際を載して、「羲和の四子に命じて(10)、天文に順い、民に時を授けしむ。四岳に咨り、以て賢材を挙げ、側陋を揚げしむ(11)。十有二牧には、遠きを柔んじ邇きを能くせしむ(12)。禹を司空と作し、水土を平らがしむ(13)。棄を后稷と作し、百穀を播かしむ(14)。禹を司徒と作し、五教を敷かしむ(15)。咎繇を士と作し、五刑を正さしむ(16)。垂を共工と作し、器用を利とせしむ(17)。椿を朕虞と作し、

草木鳥獸を育ましむ(18)。伯夷を秩宗と作し、三礼を典らしむ(19)。夔を典樂とし、神人を和せしむ(20)。竜を納言と作し、帝命を出入せしむ(21)」と。夏・殷は聞くこと亡きも(22)、周官は則ち備われり(23)。天官は冢宰、地官は司徒、春官は宗伯、夏官は司馬、秋官は司寇、冬官は司空、是を六卿と爲し(24)、各々徒屬・職分有りて、百事を用う(25)。太師・太傅・太保、是を三公と爲す(26)。蓋し天子に参かり、坐して政を議し、総統せざること無し。故に一職を以て官名と爲さず。又た三少を立てて之が副と爲す。少師・少傅・少保、是を孤卿と爲し、六卿と与に九と爲す(27)。「記』に「三公に官無し」と曰うは、其の人ありて、然る後に之に充つるを言うなり(28)。舜の堯に於ける、伊尹の湯に於ける、周公・召公の周に於けるは是なり(29)。或いは説く、「司馬は天を主り、司徒は人を主り、司空は土を主り、是を三公と爲す(30)。四岳は四方の諸侯を謂う(31)」と。周の衰うるより、官失われて百職亂れ、戦国並び争い、各々變異す。秦天下を兼ね、皇帝の号を建て(32)、百官の職を立つ。漢の因循して革めざるは(33)、簡易なるを明かにし、時宜に随うなり。其の後、頗る改むる所有り。王莽位を篡い、古官を慕従するも、吏民は安んぜず。亦た虐政多く、遂に乱を以て亡ぶ。故に略す。表に大分を挙げて(34)、以て古今を通じ、温故知新の義に備うと云う(35)。

百官公卿表七上(1)

『周易』に必義・神農・黄帝が教えをおこして民衆を教化したことを叙べており(2)、そして『春秋左氏伝』はその官職を述べて(3)、「必義は竜を祭る首長として百官に名づけ(4)、神農は火を祭る首長として火によって名づけ(5)、黄帝は雲を祭る首長として雲によって名づけ(6)、少昊(少皞)は鳥を祭る首長として鳥によって名づけた(7)。顓頊から以後は、民の首長となり民に関する事柄によって命名するようになった(8)」とある。重・黎・句芒・祝融・后土・蓐收・玄冥の官があったが、しかし遙か昔のことである(9)。『尚書』は唐虞(堯舜)のときのことを記して、「羲和の四子に命じて(10)、天文に順い、民に時節の営みを教えさせた。四岳に諮って、賢才を登用させ、賤しい身分のものをも推挙させた(11)。十二人の州牧には、遠方を安定させ近隣に善政をおこなわせた(12)。禹を司空に任じて、治水土木を行わせた(13)。棄を后稷に任じて、多くの穀物を播種させた(14)。禹を司徒に任じて、五常の教えを広めさせた(15)。咎繇を士に任じて、五つの刑罰を正しく行わせた(16)。垂を共工に任じて、様々な器物を精巧にさせた(17)。舜を朕虞に任じて、草木鳥獸を育ませた(18)。伯夷を秩宗に任じて、三礼を典らせた(19)。夔を典樂として、神々と人々とを和合させた(20)。竜を納言に任じて、帝王の命令を取りつが

せた(21)」とある。夏・殷については伝聞がないが(22)、周代の官については記録が備わっている(23)。天官は冢宰、地官は司徒、春官は宗伯、夏官は司馬、秋官は司寇、冬官は司空であり、これを六卿とし(24)、それぞれに属官と下吏が置かれて職責があり、様々な職務を遂行する(25)。太師・太傅・太保があり、これを三公とした(26)。思うに天子とともに、坐して政務を議して全てを統括する。それ故に一つの職務によって官名を付けないのである。また三少を設置してその補佐とした。少師・少傅・少保であり、これを孤卿として、六卿とあわせて九卿とした(27)。『記』に「三公には官が無い」というのは、相応しい人物がいてはじめて三公に任命したということである(28)。堯における舜や殷の湯王における伊尹、周における周公・召公がこれにあたる(29)。別の説では「司馬は天を主り、司徒は人を主り、司空は土を主り、これらを三公とする(30)。四岳とは四方の諸侯のことをいう」とある(31)。周が衰えてから、官制は失われて様々な職務に乱れが生じ、戦国の諸国は互いに争って、それぞれの国で官制に変化が起こった。秦が天下を統一すると、皇帝の称号を作り(32)、多数の官職を立てた。漢が秦の制度を継承して改めなかったのは(33)、それが簡素さを旨として、時宜に合ったからである。その後、幾分か改めることがあった。王莽が篡奪して、古い官制に見習いしたが、官吏も民衆も安んじることがなかった。また虐政が多く、そ

れて反乱が起こり滅亡したため、「王莽の官制については」省略する。この表には概略を列挙して(34)、古今を通覧して、温故知新の理念を有するもののために用意しておきたい(35)。

注釈

(1) 〔注〕 顔師古がいう。漢の制度では、三公は号して万石と称して、その俸給は月ごとに穀物三五〇斛である。中二千石と称する官は月ごとに一八〇斛、二千石は一二〇斛、比二千石は一〇〇斛、千石は九〇斛、比千石は八〇斛、六百石は七〇斛、比六百石は六〇斛、四百石は五〇斛、比四百石は四五斛、三百石は四〇斛、比三百石は三七斛、二百石は三〇斛、比二百石は二七斛、百石は一六斛である。

〔補注〕 俞樾がいう。『初学記』卷一一・職官上に引用された『漢官』には「秦漢の官秩には中二千石・真二千石・二千石・比二千石の四等級があり、比二千石は毎月粟一〇〇石を得、二千石は毎月粟一二〇石を得、真二千石は毎月粟一五〇石を得、中二千石は毎月粟一八〇石を得」と云うが、百官表には中二千石・二千石・比二千石があるのみで、真二千石は無い。百官志五・百官受奉例でも同様である。考えるに、卷五〇・汲黯伝には「諸侯王の相の官秩で、淮陽太守を続けさせた」とあり、如淳

注に「諸侯王の相は郡太守よりも地位が上で、官秩は真二千石である」とある。卷八三・朱博伝には「以前に丞相翟方進が上奏して刺史の官を廃止して、かわりに州牧の官を設置し、官秩を真二千石とした」とある。卷九七上・外戚伝上には「姪娥は中二千石に準じ、俗華は真二千石に準じ、美人は二千石に準ずる」とある。つまり漢代の制度には真二千石の官秩がもともと存在したのである。『初学記』の引用によって、百官表の欠落部分を補訂することができるのである。(以上、『湖楼筆談』卷四)

周寿昌がいう。顔師古が引用する漢代の制度では、百官の俸給は万石から百石まで全部で十五等級しかなく、八百石・比八百石・五百石・比五百石の四等級がない。百官志五および劉昭注補所引の荀綽『晋百官表注』も同様である。しかし百官表には「諫大夫の官秩は比八百石」とあり、卷七二・貢禹伝では諫大夫の官秩を「八百石」とし、卷八九・黄霸伝に「宣帝は黄霸を潁川太守に任じ、官秩は八百石とした」とあり、卷七五・京房伝に「元帝は京房を魏郡太守に任じ、官秩は八百石とした」とあり、卷九七上・外戚伝上の序に「七子は八百石に準じ、右庶長に比す。良人は八百石に準じ、左庶長に比す」とある。また、百官表本文には「県の戸数が一万戸以下ならば、長官を長とする。官秩は五百石」とある。以上より、これら四等級の官秩は存在しない、とは言えないことにな

る。卷一〇・成帝紀・陽朔二年（前二三）条に「夏五月、八百石・五百石の官秩を廃止する」とあり、李奇注に「八百石を廃止して六百石に統合し、五百石を廃止して四百石に統合する」とある。これ以降、漢の制度にはこれら四等級の官秩は無くなり、後漢および晋もこれを継承したのである。また秩八百石はわずかに諫大夫の一官のみで、左右庶長の爵位も常設ではなく、秩五百石はわずかに県長の一官のみで、いずれも廃止・統合が容易だったのである。何焯が顔師古注に脱文ありとしたのは、誤りである。（以上、『漢書注校補』巻一一）

王先謙がいう。千石と比千石の両者は、百官志五・百官受奉例では単に「千石の俸給は月ごとに八十斛」とのみあり、そして比二千石についての記述がない（考証参照）。また比六百石・四百石・比四百石の三者は、同じく「比六百石は、俸給は月に五十斛、四百石は、俸給は月に四十五斛、比四百石は、俸給は月に四十斛」とあり、三百石の俸給は比四百石と同じ「四十斛」となっている。以上いずれも理屈に合わないようで、おそらく顔師古注に引用された数字が正しいのであろう。百官志五・百官受奉例はまた「およそ俸給の受領は、すべて銭と穀物の二本立てとする」という。官本（武英殿版）に付された考証には「監本（国子監刊本）では顔師古注を百官表本文の直前に置いているのは誤りである。おそらく標題の

下にはこの注があっただけであろう。ここでは宋刊本に従う」とある。

【考証】王先謙が百官受奉例には「比二千石についての記述がない」というのは誤り。「比二千石の俸給は月ごとに百斛」とある。漢代には官僚の地位の上下は「官秩」、すなわち俸給として一年間に支給される穀物量を基準とした「石」で示される。したがって、後世の「官品」が正一品から従九品下で示されるのとは逆に、数字が多いほど高位だということになる。石は容量の単位で、一石は二〇リットル弱に相当し、「斛」も石と同義である。官僚の地位を石で表す制度は、『商君書』境内、『墨子』号令などにも見えており、少なくとも戦国時代までは遡ることができる。ただし、漢代の官秩二千石の官には毎月一二〇斛が支給されるが、これでは年間支給量は一四四〇斛（石）となり、二〇〇〇斛（石）には届かず、また官秩六百石であれば年間支給量は八四〇斛（石）となり、六〇〇斛（石）を越える。要するに、漢代にはすでに官秩は単に地位の上下を示すのみで、実際の穀物支給量を示す数字ではなくなっているのである。

また、湖北省江陵县張家山漢墓出土の「二年律令」秩律によれば、前漢初期には、注で顔師古が挙げた二五等級、補注で俞樾・周寿昌が指摘した五等級以外にも、二五〇石・一六〇石・一二〇石の官秩が存在したことが

記される。

何焯は何焯の弟、字は心友。古籍の蒐集と校勘に励み、阮元本『十三經注疏』のうち『春秋公羊伝』『春秋穀梁伝』が何焯校勘による宋本を底本としているほか、『漢書』『説文解字』『通典』などの校勘を行った。詳細な伝記は残されていないが、葉昌熾『藏書紀事詩』巻四に「何焯叱瞻、弟焯心友」とあるほか、彼に言及した文献としては「白菘一九九二」がある。

漢代の官秩と俸給に関する研究としては、「栗原朋信 一九六〇」「宇都宮清吉 一九五五a」「宇都宮清吉 一九五五b」「布目潮風 二〇〇三」、また、張家山漢墓二年律令については、「富谷至 二〇〇六」がある。

(2) [注] 応劭がいう。宓義(伏羲)は始めて八卦を作り、神農は耒耜すきを作り、黄帝は衣裳を作り、神のごとく教化し、民衆に便宜をはかった。

顔師古がいう。このことは『周易』繫辭伝下に見える。宓の音は伏。この文字はテキストによっては「慮」に作るが、転写の誤りである。

[補注] 王先謙がいう。官本では、汲古閣刊本の「皇」は「黄」に作るが、これが正しい。

(3) [注] 顔師古がいう。『春秋左氏伝』昭公一十七年に郊子の説が記載されている。

[考証] 以下、顔師古のいうように郊子の所説にもとづい

て、太古の帝王の官制を略述する。ただし、郊子が黄帝・炎帝(神農)・共工・太皞(伏羲)・少皞・顓頊の順に述べるのに対して、本文では共工を除いた上で、宓義(伏羲)・神農・黄帝・少昊(少皞)・顓頊の順に述べるが、これは『礼記』月令に見える五帝の順に従ったものである。なお五帝が誰を指すかについては、『史記』巻一・五帝本紀や『尚書』孔安国序では、それぞれ異なる帝王が挙げられている。なお、郊子とは春秋時代の郊国の君主。『春秋左氏伝』昭公十七年に、魯に来朝した際、叔孫昭子から「少皞氏が鳥の名を官名としたのは何故か」と問われたのに対し、黄帝以降の官名の由来を説いたのが以下の応劭の引用にあたる。

(4) [注] 応劭がいう。師とは長である。竜によってその官長を表記したので竜師という。春官を青竜とし、夏官を赤竜とし、秋官を白竜とし、冬官を黒竜とし、中官を黄竜とした。

張晏がいう。庖羲(伏羲)が勃興する際に、神竜が凶(予言書)を背負って出現したので、師と官とに名づけたのである。

[考証] 以下、(4) (6) [注] の応劭説に見える官名は、五行思想における春〓青〓東、夏〓赤〓南、秋〓白〓西、冬〓黒〓北、土用〓黄〓中という対応関係にもとづく。ほぼ同文が『春秋左氏伝』昭公一十七年の孔穎達正

義に「服虔云く」として引用されており、おそらく応劭は服虔『春秋左氏伝解詁』（佚書）に依拠したのであろう。なお孔穎達は、服虔説は根拠のない憶測であると批判する。

伏羲のときに神竜が図をもたらししたことは、『礼記』礼運の孔穎達正義に引く『中候握河紀』、『宋書』卷二七・符瑞志上などに見える。

(5) [注] 応劭がいう。火徳であったので炎帝という。春官を大火とし、夏官を鶉火とし、秋官を西火とし、冬官を北火とし、中官を中火とした。

張晏がいう。神農には火星の瑞祥があったので、それで師と官とに名づけたのである。

[考証] 秦漢以来、歴代の王朝が五行（木火土金水）の徳に対応するかが論じられるようになり、これ以後、王朝創建に際してはどの徳に依拠するかが決められ、それにもとづいて制度が制定されるようになった。例えば、漢は後漢光武帝のときに「火徳」であるとされ、三国魏では「土徳」によることが定められた。こうした考え方は、伝説上の帝王である五帝にも適用され、『礼記』月令では、木Ⅱ大皞（伏羲）、火Ⅱ炎帝（神農）、土Ⅱ黄帝、金Ⅱ少皞、水Ⅱ顓頊の対応が示されている。詳しくは「狩野直喜一九八〇abc」参照。

炎帝神農氏のときに火星の瑞祥があったことは、『潜

夫論』卜列、『宋書』卷二七・符瑞志上などにも見える。

(6) [注] 応劭がいう。黄帝が天命を受けたときに雲の瑞祥があったので雲によつて事物を記したのである。これによつて言つたので、春官を青雲とし、夏官を縉雲とし、秋官を白雲とし、冬官を黒雲とし、中官を黄雲とした。

張晏がいう。黄帝のときには景雲の瑞応があったので、これに因^{ちな}んで師と官とに名づけたのである。

[考証] 黄帝のときに雲瑞が現れたことは、『芸文類聚』卷一などに引く『春秋演孔図』に見え、また『春秋左氏伝』昭公十七年・孔穎達正義所引の服虔の語に見える。

(7) [注] 応劭がいう。金天氏（少皞）は、黄帝の子の青陽である。

張晏がいう。少昊（少皞）が即位したちようどその時に鳳鳥が飛来したので、官に名づけた。鳳鳥氏を曆正とし、玄鳥を司分とし、伯趙を司至とし、青鳥を司開とし、丹鳥を司閉とした。

顔師古がいう。玄鳥とは燕、伯趙とは伯勞^{もす}、青鳥とは鶇^{うぐいす}、丹鳥とは鷲^{きじ}のことである。

[考証] 黄帝の子青陽については『国語』晋語四に見え、この青陽（清陽）が少皞金天氏であるとの説は、卷二一上・律曆志上に記される。少皞（少昊）のときに鳳鳥が現れたことは、『春秋左氏伝』の郊子所説中に見える。またその孔穎達正義によれば、司分は春分・秋分、司至は夏

至・冬至、司開は立春・立夏、司閉は立秋・立冬をそれぞれ司るといふ。

(8) 注 応劭がいう。顓頊氏は少昊(少皞)に代わって帝王となった者である。顓頊が帝位に就いたときには、それ以前の帝王のように鳥や雲、火などの人間から遠いもので名付けることができなかつたので、初めて身近な民衆に関する職務によって官に名づけるようになった。春官を木正とし、夏官を火正とし、秋官を金正とし、冬官を水正とし、中官を土正とした。

顔師古がいう。ここまでは全て郊子の言葉である。

考証 ここでも五行思想の木⇨春、火⇨夏、金⇨秋、水⇨冬、土⇨中の対応によって官名が記される。

(9) 注 応劭がいう。少昊(少皞)には四人の子孫があり、重を句芒とし、脗を蓐収とし、修および熙を玄冥とした。顓頊氏には黎という子があり、祝融とした。共工氏には句竜という子があり、后土とした。故に五行の官があつて、皆な上公に封ぜられ、死後には貴神として祀られた。顔師古がいう。上とは、それらの事柄が遠い昔であることをいう。脗の音は該。

考証 応劭説は、『春秋左氏伝』昭公二九年の蔡墨の説にもとづく。ただし蔡墨説では、重と黎とは人名であり、それぞれ句芒・祝融に任じられたことになっている。これに対して百官表本文では明らかに、重と黎とは句芒・

祝融・后土・蓐収・玄冥と並ぶ官名だと解釈されており、したがつて応劭が蔡墨説を引用するだけなのは、注釈として、やや不適切である。なお『史記』卷四〇・楚世家のように、「重黎」を顓頊の曾孫一人の名とする説もあり、諸説紛々としている。おそらく班固は、『国語』楚語下、『史記』卷一三〇・太史公自序などに、「顓頊が南正の重に命じて天を司らせ、北正の黎に地を司らせた」とあるのにもとづいたと思われる(ただ、ここでも重・黎も人名と解するべきなのだが)。さらに蔡墨によれば、木正(五行の木を司る官)が句芒であり、火正が祝融、金正が蓐収、水正が玄冥、土正が后土なのだという。また『礼記』月令では、句芒が春、祝融が夏、后土が土用、蓐収が秋、玄冥が冬の神であるという。したがつて班固はこれらの諸説を折衷して、重から玄冥までの七官が各々天・地・春(木)・夏(火)・土用・秋(金)・冬(水)を司つたと考えたのであろう。

(10) 注 応劭がいう。堯は四子に命じて、四季における教化を分担させた。

張晏がいう。四子とは義仲・義叔・和仲・和叔のことである。

顔師古がいう。このことは『尚書』堯典に見える。

考証 以下、「揚側陋」までは『尚書』堯典にもとづき、「十有二牧」から「竜作納言、出入帝命」までは『尚書』舜

典にもとづく。(21) [注]で顔師古が「ここまでは全て『尚書』堯典の文章」というのは、後漢中期の班固が見た『尚書』のテキストでは、現在の舜典は堯典に含まれていたからである。

(11) [注] 顔師古がいう。四岳とは、分担して四方の諸侯を主る者である。

[補注] 王先謙がいう。ここでは班固は經典(『尚書』堯典)に依拠して説をなしているが、明らかに四岳を羲和四子のこととは解釈しておらず、鄭玄説とは異なっている。『白虎通』に四岳の語義が記されていないのは、後世の帝王が行った普遍的制度ではないからであろう。

[考証] 班固が「四岳と羲和四子は別のもの」と解釈している点は、確かに王先謙の指摘するとおりだが、しかしこれを「鄭玄説とは異なる」と言うのは誤解である。なぜなら、四岳に関して鄭玄は、『毛詩』大雅・崧高・箋で、四岳は「四季を掌る者で、方岳巡守の事を主る。堯の時には姜姓のものが任じられた」と注釈し、また『史記』卷一・五帝本紀・集解には「鄭玄がいう。四岳は四時の官で、四岳の事を主る」とあるように、班固と同様に「四岳と羲和四子は別のもの」だと解釈しているからである。これに対して、「四岳と羲和四子は同じものを指している」と解釈するのは、鄭玄ではなく『尚書』偽孔伝である。

(12) [注] 応劭がいう。牧とは州牧のことである。

顔師古がいう。柔は安、能は善、邇は近の意である。[補注] 王先謙がいう。『白虎通』封公侯に「州には伯が置かれる。堯・舜のときにこれを牧と呼んだのは何故か。質朴さを重んじたからである。大夫を行き来させて、牧人が家畜を監視するように諸侯を監視させたので、それが牧というのである。四方それぞれに三人を立てたので、全部で十二人となる」とある。

(13) [注] 顔師古がいう。空とは穴の意味である。昔の人は洞穴に住んでいたが、司空は地面を穿ち穴を作り、人々を住まわせることを主ったのである。

[補注] 王先謙がいう。『白虎通』封公侯には「司空は土を主る。土と言わずに空というのは、「空」さえも主ることができるのでから、「実」を主ることなどいうまでもない。微を以て著を表すのだ」とあり、顔師古の説とは異なっている。

[考証] 顔師古説は『尚書』洪範の偽孔伝にもとづく。司空は西周金文史料では「嗣工」と表記されており、土木などの工作を掌る官であった。

(14) [注] 応劭がいう。棄とは臣下の名である。后とは主の意である。后稷が穀物を司る稷官の主だからである。

顔師古がいう。播とは種を布くことである。

(15) [注] 応劭がいう。五教とは、父は義、母は慈、兄は友、弟は恭、子は孝であること。

顔師古がいう。髡の音は先列の反。

補注 王先謙がいう。『白虎通』封公侯には「司徒は人を主る。人と言わずに徒というのは、徒とは民衆を意味しており、民衆を重視することを示しているのだ」という。

考証 顔師古注の「先列の反」は、もと「光列の反」に作る。百衲本『漢書』に従い改める。

(16) **注** 応劭がいう。士とは司法官の長である。

張晏がいう。五刑とは、墨・劓・剕・剕・宮・大辟のことをいう。

顔師古がいう。咎の音は皋。繇の音は弋昭の反。墨とは額を彫つて墨を擦り込むこと、劓とは足を切断すること、剕とは鼻を削ぐこと、剕とは膝の骨を除去すること、宮は陰刑のこと、大辟は死刑のことである。

考証 応劭説は、『史記』卷一・五帝本紀集解に引かれる馬融説にもとづくと思われる。また『尚書』舜典正義に引く鄭玄説では「士とは察の意である。訴訟のことを掌る」とする。

張晏説では五刑と言いながら、六つの刑罰が挙げられており、顔師古もそれに従つて注釈を加える。五刑の内容については異説があり、墨・劓・宮・大辟（殺）の四つまでは共通で、これに『尚書』呂刑および『史記』卷一・五帝本紀集解の馬融説、『白虎通』五刑では「剕（腓）」

が、『周礼』秋官・司刑では「劓」が、『史記』卷四・周

本紀および『春秋公羊伝』襄公二十九年の何休解詁では「臙」が加わつて五刑となる。このうち、劓と剕とは、顔師古説では執行方法が異なるようであるが、しかし、『爾雅』

釈言に「腓は劓である（郭璞注、足を切断すること）」、『經典釈文』卷四に「剕とは足を劓すること」、『周礼』司刑・

鄭玄注に「劓は足を切断すること」、『白虎通』五刑に「腓とは臙すること」とあるように、剕（腓・腓）と劓と臙とは同じく「足切り」を意味するのである。なお、『春

秋公羊伝』襄公二十九年の徐彦疏に引く鄭玄『駁五經異義』では、臙陶のときに臙から腓へ、周代に腓から劓へと名称を改めたのだと解釈する。

また卷九九中・王莽伝中には、大理（もとの廷尉）を作士と改称したことが見える。

(17) **注** 応劭がいう。垂は臣下の名である。共工に任命され、百工の事を理めた。

顔師古がいう。共は龔と読み替えることができる。

考証 顔師古注の意味するところは、共は龔（つつしむ、恭しくす）と同じで、共工とは百工のことをつつしんで

行ふの意である、ということの意味しているのであろう。また卷九九中・王莽伝中には、少府を共工と改称したことが見える。

(18) **注** 応劭がいう。禛とは伯益のこと。虞とは山沢禽獸

とが見える。

を掌る官の名である。

顔師古がいう。禛とは益の古い字体である。虞とは度はるの意味である。山川の事を推し度ることを掌る。

〔補注〕王先謙がいう。『史記』卷一・五帝本紀には「そこで益をもつて朕虞とした」とあり、荀悦『漢紀』卷五・惠帝六年条には「垂を共工とし、益を朕虞とした」と、『後漢書』列伝四七・劉陶伝には「益は朕虞を典つた」と、『文選』卷二七・宋郊祀歌および卷五九・齊故安陸昭王碑文の李善注に引用する応劭の説では「垂は共工、益は朕虞」と、卷二八下・地理志下には「舜の朕虞となつた」とある。班固のこの文章も含めて全て朕虞を官名と解釈しているのは、つまり今文学の説にもとづくのである。卷九九中・王莽伝中に「水衡都尉を改称して予虞とした」とあるのも、同じく今文学の説を採用したものである。

〔考証〕王先謙説は、「朕虞」の語義解釈が古文学と今文学では異なることに関連している。なお皮錫瑞『今文尚書考証』卷一にも同様の説が見える。「朕虞」について、古文学では『史記』卷一・五帝本紀集解に引く馬融説および『尚書』舜典・孔安国伝ともに、「虞は山沢を掌る官」と「虞」のみが官名であると解釈する。応劭説も同様に古文学の立場にある。したがって「朕虞」は「朕が虞」と読むのである。ここでは班固の説を尊重し、今文学説に従つて訳す。

「禛は益の古い字体」とする顔師古の説は、嚴密に言えば正確ではない。『説文解字』二篇上に「噓は咽である。口に从い益の声。𠂔は籀文の噓である。上は口を象り、下は頸脈の理を象る」とあり、段玉裁『説文解字注』では百官表のこの条を引用して、「考えるにこれは籀文の噓を仮借して益として用いたのである」とする。

(19) 〔注〕 応劭がいう。伯夷とは臣下の名である。天神・地祇・人鬼の儀礼を主る。

顔師古がいう。秩とは次、宗とは尊の意である。尊神の礼をつかさどり秩序づけるべきである。

〔考証〕 応劭説は『史記』卷一・五帝本紀・集解に引く馬融説に「三礼とは天神・地祇・人鬼の礼である」とあるのにもとづく。鄭玄説(同上所引)では「天事・地事・人事の礼」とある。また鄭玄説(同上)では秩宗の職掌を「尊卑を秩序づけることを掌る」とする。卷九九中・王莽伝中には、太常を秩宗に改名したことが見える。

(20) 〔注〕 應劭がいう。夔とは臣下の名である。顔師古がいう。夔の音は鉅龜の反。

(21) 〔注〕 應劭がいう。竜とは臣下の名である。納言は今(後漢)の尚書のような官であり、王の喉舌を管轄する。

顔師古がいう。ここまでは全て『尚書』堯典の文章である。

〔補注〕 錢大昭がいう。納は内とすべきであり、『尚書』の「出入」もまた「出内」とする。古くは内という文字は入としていたのである。『尚書』禹貢の「九江内錫大龜」という文は、『史記』卷二・夏本紀での引用では「内」を「入」とする。『春秋左氏伝』襄公九年伝の「以出内火」という文は、卷二七上・五行志上の引用では「内」は「入」としている。(以上、『漢書辨疑』卷九)

王先謙がいう。『史記』卷一・五帝本紀や揚雄「尚書箴」では、全て「出入」に作っている。

〔考証〕 応劭のいう「王の喉舌を管轄する」とは、『毛詩』大雅・烝民に「王命を出納す、王の喉舌」とあるの由來する。『尚書』舜典・孔安國伝には納言は「部下の言葉を聞き取って上司に納れ、上司の言葉を受けて部下に宣布する」とある。後漢以後、尚書の官の喩えとして、しばしばこの「喉舌」という語が用いられる。

(22) 〔注〕 顔師古がいう。夏・殷の時に設置された官については、経書や注釈には見えない。『礼記』明堂位には「夏后氏の時の官職は百、殷のときには二百あった」とあるが、これは概数を言ったもので、具体的な官職名や統属関係については記録がない。

〔考証〕 『礼記』明堂位には、この前後に「舜の時の官職は五十」「周は三百」とある。

(23) 〔注〕 顔師古がいう。このことは『尚書』周官および『周

礼』に見えている。

(24) 〔注〕 顔師古がいう。冢宰は天下の政務を掌り、司徒は天下の教化を掌り、宗伯は天下の礼制を掌り、司馬は天下の軍政を掌り、司寇は天下の禁令を掌り、司空は天下の土木を掌る。

〔考証〕 冢宰・司徒・宗伯・司馬・司寇・司空を六卿と総称することは、鄭玄『駁五経異義』(『北堂書鈔』卷五〇所引) にも見える。

(25) 〔注〕 顔師古がいう。百というのはおおよその数字を挙げたものである。分の音は扶問の反。

〔考証〕 原文「徒属」の属は、六官の各々に六十づつ置かれた属官のこと(『周礼』天官宰夫職文)、徒は民間から徵発されて官署での雑用に従事する者のこと(『周礼』天官宰夫敘官の鄭玄注)。

(26) 〔注〕 応劭がいう。師とは訓、傅とは覆、保とは養の意である。

顔師古がいう。傅とは相の意である。

(27) 〔補注〕 王先謙がいう。『北堂書鈔』卷五〇には許慎『五経異義』が引用され、『古周礼』の説では、天子は三公を設置して、太師・太傅・太保といった。これらには属官は無く、王と同じ職務であったため、『周礼』冬官考工記に『坐して道を論ずるものは、これを王公と謂う』というのである。また三少を設置して、三公の副官とし

たが、少師・少傅・少保がそれで、これらを王孤という。冢宰・司徒・宗伯・司馬・司寇・司空を六卿という。六卿に所属している大夫・士・庶人など、官職についている者は全部で一万二千人いた。許慎が謹んで考えますに、周公は太傅となり、召公は太保となり、太公（太公望）は太師となったとあるが、司徒・司空についての記録はない。ここから太師・太保・太傅が三公の官名だということを知ることができる」とある。

〔考証〕『大戴礼記』保傅に「昔、周の成王が幼く襁褓むつきの中にあったとき、召公が太保となり、周公が太傅となり、太公が太師となった。保はその身体を保ち、傅はその徳義を傅し、師はこれを導いて教え順わせる。これが三公の職務である。そこで三少を置くが、みな上大夫である。少保・少傅・少師である」とある。

(28)〔注〕顔師古がいう。必ず誰かがその地位に居たわけではなく、徳のある人物がいた時のみその地位に就けたのである。

〔考証〕『礼記』文王世子に「記に言う、虞・夏・商・周に、師・保があり、疑・丞があり、四輔および三公を設けるが、必ずしも任命はせずに、ただ相応しい人物あれば任じた。これは有能なものを用いることを言うのである」とある。

(29)〔補注〕王先謙がいう。舜・伊尹のことは、経書に明確に現れている。賈公彦『周礼正義』に、趙商の質問に対す

る鄭玄の回答が引用され、「周公は左、召公は右におり、ともに太師・太保の地位にあった。周代の初期から太師・太保が置かれていた」とある。『毛詩』大雅・大明には「惟れ師尚父」とあり、これは太公が太師であったことをいう。太公が太師を退いて、周公が太傅から太師に異動した。つまり『尚書』君奭序に「周公が太師となった」とあるのは、このことである。『尚書』顧命には「そこで太保奭を召し出した」とあり、これは召公が太保であったことをいう。つまり周代に三公が存在していたことは明白である。しかるに『周礼』にその官職が無いのは、『礼記』文王世子に「四輔および三公を設けるが、必ずしも任命はせずに、ただ相応しい人物あれば任じた」とあるが、つまり三公は人材を得れば置き、その人材がいなければ欠員として、必ずしも常設するわけではない。これが「三公には官が無い」ということの証である。

(30)〔補注〕王先謙がいう。『韓詩外伝』巻八に「三公とは何か。司空・司馬・司徒である。司馬は天を主り、司空は土を主り、司徒は人を主る」と云い、『白虎通』封公侯に「王者が天命を受けると、天・地・人の官職を設置する、それ故に職務を分けて三公を置き、それぞれ一つずつを主らせて、その功績を挙げさせる」という。これらは百官表本文に「一つの職務によって官名を付けない」とあるのとは異なる。『論衡』順鼓篇には『尚書大伝』

を引用して天公・地公・人公という称号があったとするが、これも職務分担によって官名をつけている。三公の外に、別に九卿・二十七大夫・八十一元士があり、全部で百二十人となり、列臣が完備する。漢代の今文学の説つまり許慎『五經異義』所引の夏侯『尚書』・歐陽『尚書』、および董仲舒『春秋繁露』官制象天にも同様のことが記される。許慎『五經異義』にはまた「五帝や夏・殷・周では制度が異なり、これは周の制度である」と云うが、つまり許慎は今文説を前代の制度、古文説を周代の制度としているのである。『礼記』月令の孔穎達正義は『尚書』孔安国伝と鄭玄注を引用して「三公が九卿を管轄するのは、夏の制度である」とし、『周礼』考工記の鄭玄注には「三公以下百二十人というのは、夏のことである」というのは、許慎の意見と同じである。『説苑』君道は「夏の湯王が伊尹に問うて『三公・九卿・二十七大夫・八十一元士に相応しい人材を見分ける方法はあるか』と言った」とあり、これによって「三公が九卿を管轄する」のが夏の制度であることは疑問の余地がない。

(31) **補注** 王先謙がいう。『尚書大伝』に「四岳・八伯」とあり、鄭玄注には「八伯とは、畿外の八州に拠り、畿内には伯を置かない」と云う。また『周礼』賈公彦疏の序には鄭玄注を引用して「四岳は四時の官、四岳の事を主る。始め羲和の時に、堯が既に陰陽を分けて四時として、羲仲

たちに命じて、その官として、また方岳の事を主らせた、これが四岳を主るということで、これを四伯と謂うのである。彼らが死ぬと、四岳を分けて八伯とした。皆な王直属の官職である。その八伯とは驩兜・共工・放齊・鯀の四人のみが明らかで、ほかの四人については文献では確認できない」とある。これは鄭玄が『尚書大伝』に基づいて説をたてたのであり、今文説なのである。宮廷にあつては天子の大臣として、地方に出たときには諸侯の長となるのである。『国語』周語下の韋昭注に「四岳は官職名である。四岳の祭祀を主り、諸侯の伯となる」というのは、鄭玄と同意見である。

(32) **注** 張晏がいう。五帝は自ら徳が三皇に及ばないといふので、皇という称号を名乗らなかつた。三王もまた徳が五帝に及ばないと考えて、へりくだって王と称した。秦は自ら三皇・五帝の徳を包摂しているとして、両方を兼ねて皇帝と称したのである。

補注 王先謙がいう。(汲古閣刊本の張晏注は)「包」の字を「褒」に誤っている。

考証 皇帝の語義については、「西嶋定生 一九八三」は「煌煌たる上帝」とし、「栗原朋信 一九七八」は三皇・五帝を合わせたものとし、「浅野裕一 一九九二」は、皇—帝—王—公という序列を踏まえたいうで、最上級の皇に比肩しうる帝であるとの意味を込めたとする。

(33) 〔注〕 顔師古がいう。革とは改の意である。

〔補注〕 王先謙がいう。官本にはこの注が無い。

(34) 〔注〕 顔師古がいう。分の音は扶問の反。

(35) 〔注〕 顔師古がいう。『論語』為政には「孔子曰く、故きを温くして新きを知れば、以て師と為る可し」と記されている。温とは厚と同じ意味で、厚く故事を蓄えて、新しい事柄について多く知れば、人の師となることができる。

〔考証〕 故事とは「邢義田 一九八七」によれば、過去の precedents であり、律令・儀制・百官の章奏・歴朝の注記・行政上の不成文的慣例・君臣間の誓約などを包含し、漢代の日常行政は、多くの場合、律令と故事に依拠して執行されたとする。

引用文献

浅野裕一 一九九二『黄老道の成立と展開』、創文社。

宇都宮清吉 一九五五 a 「統漢志百官受奉例考」、『漢代社会経済史研究』、弘文堂。

宇都宮清吉 一九五五 b 「統漢志百官受奉例考再論」、『漢代社会経済史研究』、弘文堂。

狩野直喜 一九八〇 a 「五行の排列と五帝徳に就いて」、『読書纂余』、みすず書房。

狩野直喜 一九八〇 b 「五行の排列と五帝徳に就いて統編」、

『読書纂余』、みすず書房。

狩野直喜 一九八〇 c 「五行の排列と五帝徳に就いて補遺四則」、『読書纂余』、みすず書房。

栗原朋信 一九六〇「兩漢時代の百官秩祿制度について」、『秦漢史の研究』、吉川弘文館。

栗原朋信 一九七八「秦と漢初の「皇帝」号について」、『上代日本対外関係の研究』、吉川弘文館。

邢義田 一九八七……「從『如故事』和『便宜從事』看漢代行政中的經常与權變」、『秦漢史論稿』、東大図書公

司。のち『治国安邦—法制、行政与軍事』、中華書局、二〇一一年。

富谷至 二〇〇六富谷至編『江陵張家山二四七号墓出土漢律令の研究』、朋友書店。

西嶋定生 一九八三「皇帝支配の成立」、『中国古代国家と東アジア世界』東京大学出版会。

布目潮風二〇〇三「半錢・半穀論—宇都宮清吉・楊聯陞兩教授の論争をめぐって—」、『布目潮風中国史論集 上巻』汲古書院。

白萩 一九九一「関于何焯」、『読書』一九九一—。